

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律(令和4年5月27日法律第56号)附則第10条の規定に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1 縦覧の期間： 令和6年 8 月 9 日 ~ 令和6年 8 月 15 日

---

2 農用地利用集積等促進計画・農用地利用集積計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 (※同一地番は、期間借地によるもの)	貸借期間	
	年	月
山鹿市鹿本町御宇田字成竹1814	6	4
山鹿市鹿本町御宇田字上古閑228-1	9	5
山鹿市鹿本町御宇田字上古閑227-2	9	5